

公認団体となるための申請条件として新たに「誓約書」が必要となった理由と経緯について（追加質問）

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年7月12日）

（1）回答中に「違反行為を犯さないという学生の意識が高まることを期待」とありますが、大学生という大人を相手にそのような期待をされるのはどのような意図があるのでしょうか。

また、仮に大学生という大人を相手にそういった期待をすとして、意識の向上を期待する対象は全学公認団体構成員のみなのでしょうか。

（2）頂いた回答の主旨は「リスク管理」のためという理解でよろしいでしょうか。

【回答】（回答日：2016年8月3日）

（教育推進・学生支援部厚生課より）

（1）について、これまで毎年のように未成年飲酒等の事件・事故が起きているため、公認団体の申請にあたっては、「誓約書」の提出により、法令に違反する行為を行わない等の意識をもってもらうという意図によるものです。

当課は全学公認団体を所掌する部署ですが、違反行為を犯さないという意識は学生全員に期待しております。

（2）貴殿のご理解のとおりです。